

# 東京都認知症介護研修 令和5年度に向けてのカリキュラム改訂方針について

## 1 経緯等

- 認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修については、令和3年度より、受講促進の観点等から国において標準カリキュラムが改定された。
- これを踏まえ、東京都認知症介護研修カリキュラム等検討委員会において検討を行い、下記のとおりカリキュラム改訂を進めることとした。

## 2 改訂の方向性

都では、令和5年度から新カリキュラムで研修を実施することとし、以下の方針に沿って改訂作業を行う。

(1) 原則、国の新カリキュラムに沿った形で改訂を進める。ただし、都独自カリキュラムについては研修効果を考慮し、精査の上、削除せずに残す。<例：実践者→「研修の意義と目的」「若年性認知症の人の理解」、リーダー→「他施設実習（課題設定含む）」>

(2) 現在、指導者と外部講師がそれぞれ担当する科目が新しい標準カリキュラムで統合されている場合で、外部講師が担当した方がより効果的な講義については、新カリキュラムで定める講義時間の範囲内で細分化し、指導者・外部講師の両者で担当する。

★今後、カリキュラムの検討・改訂作業を進めた際に生じた疑義（時間配分、科目細分）等は、東京都・東京都社会福祉協議会（委託先）・担当講師間で協議の上、調整する。